

議案第30号

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名中「甲府市指定地域密着型サービス事業者等」を「甲府市指定居宅サービス事業者等」に改める。

第1条中「。）」の次に「第70条第2項第1号、」を、「第79条第2項第1号」の次に「、第115条の2第2項第1号」を、「基づき」の次に「、指定居宅サービス事業者」を、「指定居宅介護支援事業者」の次に「、指定介護予防サービス事業者」を加える。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格）

第5条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の

申請者にあつては、この限りでない。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の資格)

第2条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局（以下「病院等」という。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

中核市に移行するため、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。